

役員報酬規程

社会福祉法人長幼会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長幼会（以下「法人」という。）の定款第 21 条に基づき、法人業務に伴う理事・監事（以下「役員」という。）の報酬等の支給について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、社会福祉法人長幼会給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき俸給、特別調整手当、通勤手当、及び賞与、退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 1-1 から 1-3 の通り、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、給与規程に定められた職種別給与表（基本給）に基づき、決定した額を支給する。
- (2) 賞与については、給与規程第 18 条に基づき、支給する。
- (3) 退職手当については、給与規程第 22 条に基づき、支給する。
- (4) 通勤手当については、給与規程別表 2 に基づき支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

【別表 1-1】非常勤役員等の報酬

評議員	日当
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

【別表 1-2】非常勤役員等の報酬

理事	日当
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

【別表 1-3】非常勤役員等の報酬

監事	日当
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(法人職員給与との併給)

第 5 条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支給については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 4 条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任により退職した後 3 か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における辞任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定されている日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第三号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。